



**JASDAQ**

平成 28 年 2 月 23 日

各 位

株式会社ジェクシード  
(URL <http://www.gexeed.co.jp>)  
代表者名 代表取締役 野澤 裕  
(コード番号：3719)  
問合せ先 経理 I R 部 町田 英彦  
電話番号：03-5259-7010

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 52 期定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを目的とする「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監査機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行するものであります。

##### (2) 移行の時期

平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 52 期定時株主総会において、定款変更議案が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

#### 2. 定款一部変更の件

##### (1) 変更の理由

①監査等委員会設置会社への移行並びに監査役及び監査役会に関する規定の変更・削除を行うものであります。

②改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる取締役等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 28 年 3 月 30 日 (水) 予定
定款変更の効力発生日	平成 28 年 3 月 30 日 (水) 予定

以上

(別 紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (条文省略) (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任方法) 第20条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらない。 (新設)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p><u>2. 増員又は補欠によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満</u></p>	<p>(商号) 第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (現行どおり) (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>10名以内とする。 <u>2. 当社は監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第20条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらない。 <u>3. 当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 増員又は補欠によって選任された監査等委員以外の取締役の任期は、他の在任</u></p>

<p>了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 22 条 (条文省略) (役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略) (取締役会の招集手続)</p> <p>第 25 条 取締役会を招集するときは、会日の 3 日前までに各取締役及び監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役の全員が取締役会の決議の目的である事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>する監査等委員以外の取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 22 条 (現行どおり) (役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。</p> <p>第 24 条 (現行どおり) (取締役会の招集手続)</p> <p>第 25 条 取締役会を招集するときは、会日の 3 日前までに各取締役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役の全員が取締役会の決議の目的である事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決議の決定の委任)</u></p> <p><u>第 27 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>2. (現行とおり)</p>
--	---

<p>(取締役会規則)  <u>第28条</u> (条文省略)  (報酬等)  <u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)  <u>第30条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法423条第1項の賠償責任について、法令に定められる要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。</p> <p><u>第五章 監査役及び監査役会</u>  (監査役の員数)  <u>第31条</u> 当会社の監査役は、3名以上とする。</p> <p>(監査役の選任方法)  <u>第32条</u> 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(監査役の任期)  <u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時</u></p>	<p>(取締役会規則)  <u>第29条</u> (現行どおり)  (報酬等)  <u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)  <u>第31条</u> 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、</u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定められる要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、</u>取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。</p> <p><u>第五章 監査等委員会</u>  (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p><u>株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第<u>34</u>条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第<u>35</u>条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第<u>36</u>条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第<u>37</u>条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>38</u>条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第<u>39</u>条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法423条第1項の賠償責任について、法令に定められる要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第<u>40</u>条 (条文省略)</p> <p>第<u>41</u>条 (条文省略)</p> <p>第<u>42</u>条 (条文省略)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第<u>32</u>条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第<u>33</u>条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第<u>34</u>条 監査等委員会の決議は、<u>議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第<u>35</u>条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p>第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p>第<u>38</u>条 (現行どおり)</p>
---	--

<p>第 43 条 (条文省略)</p> <p>第 44 条 (条文省略)</p> <p>第 45 条 (条文省略)</p> <p>第 46 条 (条文省略)</p> <p>附 則</p> <p><u>第 1 条 (商号) の変更は平成 24 年 4 月 1 日の会社合併の効力発生を条件に同日から実施する。</u></p>	<p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p>第 42 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、第 14 期定時株主総会終結前の行為に関する監査役 (監査役であった者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる</u></p>
--	--